

青森県報

号外第九十一号
平成十六年 十一月十七日 (月曜日)

四 次

公 取

青森県の漁洋生物資源の保存及び管理上課する計画の概要
の公表..... (水産振興課) ...

公 取

青森県の漁洋生物資源の保存及び管理上課する計画の概要
の公表.....

漁洋生物資源の保存及び管理上課する計画 (平成八年度漁業七十七回) 鋸目稚鰹八
門の漁獲量及び、青森県の漁洋生物資源の保存及び管理上課する計画 (平成十一年度十
一回十七回公表) の内容を次のとおり概要したので、回数銀十回もこの懇意である
公表に付ける。平成十一年度十一回

平成十一年度十一回

青森県長官
川 本 務 取

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の水産業は、平成14年において、生産量が30万6千トンで全国第3位、生
産額が573億円で全国第7位と、全国でも有数の漁獲実績を誇っており、漁業就
業者数も1万3百人となっている。また、遠洋漁業、及び沖合漁業の基地として
発展してきた八戸市を中心として水産加工業の生産も盛んであり、特に沿岸域に

おいて水産業は、中核的な産業となっている。

このように水産業は、本県にとって極めて重要な産業であり、今後とも水産業
の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、及び合理的に利用し
ていくことが必要である。

2 本県は、太平洋、津軽海峡及び日本海海域に三方を囲まれるとともに、大型内
湾である陸奥湾を有していることから、我が国有数の好漁場が形成されていると
ころである。

しかしながら、わが国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾
向にあり、本県海域においても低水準、減少傾向にあるものが多くなってきてい
る。

今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみ
ならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

3 このようなことから、県としては從来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進
等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、県の魚ひらめの資
源が着実に増加しているなど、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保
存及び管理が図られるようになってきているが、更に海洋生物資源の適切な保存
及び管理を図るため、国の基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可
能量の本県の数量について、適切な管理措置を講じることとする。

4 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、及び必要に応じて漁
業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他道県入漁船を含
め第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握
に努めることとする。

5 また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管
理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の
内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が
必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るために、県水産総合研究
センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強
化を図ることとする。

6 第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源につ

いても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

ア 本県における漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度については、関係漁業者の意見を十分に尊重し、また、他道県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

二 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源	平成16年の本県に対する配分量	平成17年の本県に対する配分量
すけとうだら	若 干	若 干
まいわし	若 干	若 干
まさば及びごまさば	若 干	若 干
するめいか	若 干	若 干

(注) 平成16年の管理の対象となる期間は、すけとうだらでは平成16年4月から

平成17年3月、すけとうだら以外の第1種特定海洋生物資源では平成16年1月から平成16年12月である。平成17年の管理の対象となる期間は、すけとうだらでは平成17年4月から平成18年3月、すけとうだら以外の第1種特定海洋生物資源では平成17年1月から平成17年12月である。

三 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業及びさし網漁業については、現状の漁獲努力力量を増加させることができないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることがある。

【まあじ】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求ることとする。
がないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【まさば及びごまさば】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求ることとする。

【するめいか】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、総トン数5トン未満の動力漁船による小型いかつり漁業については、現

状の漁獲努力力量を増加させることのないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

なお、上記の漁業については規則に基づき漁獲実績の報告を求ることとする。

四 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、本県に定められた量に関する事項

平成17年の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められ

た量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい	小型機船底びき網漁業(うち手縄第1種漁業)	青森県下北部東通村尻屋崎灯台中心点と北海道黒田郡般法華村惠山岬灯台中心点を結んだ線以東の青森県地先水面	平成17年5月1日から平成17年6月30日まで	388

(注) 小型機船底びき網漁業とは漁業法(昭和24年法律第267号) 第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業をいう。うち小型機船底びき網漁業取締規則(昭和27年農林水産省令第6号) 第1条第1項第1号に規定する種類のものを行う。

五 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

平成17年の第2種特定海洋生物資源ごとの第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい	機船手縄網漁業(かけまわし漁業)	青森県下北部東通村尻屋崎灯台中心点と北海道黒田郡般法華村惠山岬灯台中心点を結んだ線以東の青森県地先水面	平成17年5月1日から平成17年6月30日まで	388

(注) 機船手縄網漁業(かけまわし漁業)とは青森県海面漁業調整規則第6条に規定する種類のものをいう。

六 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に關し実施すべき施策に關する事項

【さめがれい】

太平洋北部のさめがれいの資源回復を図るために、国が作成した「太平洋北部沖合性力レイ類資源回復計画」の着実な実施を本県として推進する。

また、規則に基づき漁獲努力量の報告を求ることとする。

七 その他海洋生物資源の保存及び管理に關する重要事項

1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に關する調査・研究の充実強化を更に進めることする。

2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取り組みを進めるとともに、生息環境の保全に努めるものとする。

(発行所 青森市 青長・島 一行人 森目 一番 県号
(印刷所 青森市 東二 奥間販 印町人 刷三丁 株自 式番 会七 社号

定価小口一枚二付十五円一錢

毎週月・水・金曜日発行